

株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴う商品市場の清算業務に関する制度要綱

2019年7月30日

2020年1月30日改定

株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

株式会社日本取引所グループ及び株式会社東京商品取引所の経営統合の実施（2019年10月予定）を前提として、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）と株式会社日本商品清算機構（以下「JCCH」という。）は、2020年7月を目途にJCCHの持つ清算機能をJSCCに統合する。これに伴い、現在、JCCHで行っている商品市場に係る清算業務を承継することとなることから、JSCCにおいて新たに商品市場に関する清算制度を新設する等の制度改正を行う。

本制度要綱は、株式会社日本商品清算機構との清算機能の統合に伴う商品市場の清算業務に関する制度要綱（2019年7月30日公表）を、市場開設者における新商品の上場やその後の検討を踏まえて改定したものである。（変更箇所下線）

II. 概要

項目	内容	備考
1. 清算対象取引	<ul style="list-style-type: none"> ・ JSCCが指定する以下の市場開設者の商品市場（以下「指定商品市場」という。）における取引を清算対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大阪取引所 貴金属市場 ➤ 大阪取引所 ゴム市場 ➤ 大阪取引所 農産物市場 ➤ 東京商品取引所 <u>エネルギー石油市場</u>、中京石油市場 ➤ 大阪堂島商品取引所 農産物市場 ➤ 大阪堂島商品取引所 砂糖市場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>2019年9月17日に試験上場した電力先物取引を追加し、石油市場の名称変更を反映</u>

項目	内容	備考
<p>2. 清算参加者制度</p> <p>(1) 清算資格の種類・区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品市場に係る清算資格の種類とそれぞれの対象取引は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 貴金属先物等清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 大阪取引所に上場する金、金ミニ、ゴールドスポット、金先物オプション、銀、白金、白金ミニ、プラチナスポット、パラジウムに係る取引 ➤ ゴム先物等清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 大阪取引所に上場するRSS3、TSR20に係る取引 ➤ 農産物先物等清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 大阪取引所に上場するとうもろこし、一般大豆、小豆に係る取引 ➤ エネルギー先物等清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 東京商品取引所に上場するバージガソリン、バージガソリンスワップ、ローリーガソリンスワップ、バージ灯油、プラッツバージ灯油スワップ、プラッツローリー灯油スワップ、バージ軽油、プラッツバージ軽油スワップ、プラッツローリー軽油スワップ、プラッツドバイ原油、<u>東エリア・ベースロード電力、西エリア・ベースロード電力、東エリア・日中ロード電力、西エリア・日中ロード電力</u>、中京ローリーガソリン、中京ローリー灯油に係る取引 ➤ 堂島農産物先物等清算資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点で各取引所に上場しているもの及び上場予定の商品を記載。 今後、各取引所において上場商品が追加された場合の清算資格の種類は別途検討。 ・ <u>2019年9月17日に試験上場した電力先物取引を追加</u>

項目	内容	備考
<p>(2) 清算資格の取得</p> <p>① 清算資格の取得の申請及び承認</p> <p>② 清算資格の要件</p>	<p>大阪堂島商品取引所に上場する<u>宮城ひとめぼれ</u>、秋田こまち、新潟コシ、東京コメ、とうもろこし、米国产大豆、小豆に係る取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 堂島砂糖先物等清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 大阪堂島商品取引所に上場する粗糖に係る取引 <p>・ 商品市場に係る清算資格の区分は以下の2つとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）を行うことができない清算資格 ➤ 他社清算資格 <ul style="list-style-type: none"> 有価証券等清算取次ぎ（商品清算取引）を行うことができる清算資格 <p>・ 清算資格を取得しようとする者は、清算資格の種類ごとに、自社清算資格と他社清算資格の別を示して、JSCCに清算資格の取得申請を行い、JSCCの承認を得るものとする。</p> <p>・ 商品市場に係る清算資格の取得要件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 以下のイ又はロのいずれかに該当すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「宮城ひとめぼれ」に係る取引は、2020年4月取引開始予定</u> ・ 「有価証券等清算取次ぎ」とは、金融商品取引法第2条第27項の有価証券等清算取次ぎ、「商品清算取引」とは、商品先物取引法第2条第20項の商品清算取引をいう。 ・ 清算資格の取得日は、JSCCが指定した日とする。 ・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照。 ・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照

項 目	内 容	備 考
<p>③ 清算資格の取得手続の履行</p>	<p>イ 指定市場開設者の取引参加者又は会員（以下「取引参加者等」という。）であること。</p> <p>ロ 取引参加者等でない者が他社清算資格を取得しようとする場合は、あらかじめJ S C Cの承認を受けた者であること。</p> <p>(2) 経営の体制 清算参加者として健全な経営の体制であること。</p> <p>(3) 拠点 国内に営業所又は事務所を有すること。</p> <p>(4) 業務執行体制 清算参加者として適切な業務執行体制であること。</p> <p>(5) 財務基盤 以下のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ 以下に定める全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 収支状況において安定的収益が見込めること。</p> <p>② 別紙1に定める数値基準を満たすこと。</p> <p>ロ 親会社からの保証を受けている者であって、以下に定める全ての要件を満たすこと。</p> <p>① 収支状況において安定的収益が見込めること。</p> <p>② 別紙1に定める数値基準を満たすこと。</p> <p>③ 適切に支払いを履行できること。</p> <p>清算資格の取得申請者は、清算資格取得手数料の支払い、清算基金の預託その他J S C Cが定める手続きを履行する</p>	<p>取得手続は、J S C Cが指定した資格取得日の前営業日までに履行</p>

項目	内容	備考
<p>(3) 清算参加者の義務</p> <p>① 清算参加者契約の締結</p> <p>② 清算参加者代表者、決済業務責任者</p> <p>③ 役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係</p> <p>④ 清算参加者による手数料の納入</p>	<p>ものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、J S C Cとの間で清算参加者契約を締結しなければならない。 ・ 清算参加者は、あらかじめ清算参加者代表者及び決済業務責任者をJ S C Cに届け出なければならない。 ・ J S C Cは、清算参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が適当でないとき、当該清算参加者にその変更を請求することができる。 ・ 清算参加者は、J S C Cが定める手数料を納入しなければならない。 	<p>するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算資格取得手数料は100万円とし、複数種類の清算資格を同時に取得した場合も計100万円とする。 ・ 清算機能統合時の取扱いは項番18参照 <p>商品市場に係る清算資格を有する清算参加者の固定手数料（月額）は、その保有する商品市場に係る清算資格の数にかかわらず5万円（税抜）とする。ただし、当分の</p>

項目	内容	備考
<p>⑤ 金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業に関する責任の</p>	<ul style="list-style-type: none"> • J S C Cは、清算参加者が業務上、J S C Cが行う金融商品債務引受業及び商品取引債務引受業に関し損害を受けることがあっても、J S C Cに故意又は重過失が認められる 	<p>間、商品市場における清算対象取引に係る清算手数料の合計額が10万円以下となる清算参加者には、適用しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • J S C Cの清算手数料は、大阪取引所の取引料と合算した水準が、現行の東京商品取引所及びJ C C Hにおける同等の手数料の合算水準以下とする方向で、別途<u>定める検討する</u>。 • 手数料の納入は、当月分をまとめて翌月（毎月20日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。））に行うものとする。 • J C C Hが現在行っている取引所の取引参加料の代行徴収は、清算機能統合後は行わない。 • 清算参加者からの申請に基づく倉庫保管料の代行徴収は、清算機能統合後も継続する。

項 目	内 容	備 考
所在	場合を除き、これを賠償する責めに任じない。	
⑥ 届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下の行為を行う場合、あらかじめその内容を J S C C に届け出なければならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定商品市場に係る加入・脱退 (2) 金融商品取引業、登録金融機関業務又は商品先物取引業の廃止 (3) 合併 (4) 解散 (5) 事業の承継、譲渡、譲受け (6) 商号の変更 (7) 役員の変更 (8) 本店の変更 	
⑦ 報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、J S C C が定める事項に該当した場合、直ちにその内容を J S C C に報告しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C が定める事項は、原則として J S C C の現行の業務方法書に規定する報告事項を踏襲し、J C C H の報告事項も勘案して定める。
⑧ 清算参加者の調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、運営上必要があると認める場合、清算参加者に対して以下の事項に関する調査を行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務方法書その他の規則の遵守状況 (2) 財務の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定市場開設者から J S C C に情報提供の要請があった場合において、J S C C が相当と認める場合にも調査を行うことができるもの

項目	内容	備考
<p>⑨ 委託に基づく未決済約定に関し過大なポジションを保有している清算参加者に対する調査</p> <p>(4) 清算資格の喪失</p> <p>① 清算資格の喪失申請及び承認</p> <p>② 清算資格の喪失申請者の未決済約定の取扱い</p> <p>③ 清算資格の喪失の際の清算基金の返戻</p>	<p>(3) J S C Cに対する債務の履行の確実性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、清算参加者が顧客の委託に基づく過大なポジションを保有している恐れがあると認められる場合には、当該清算参加者に対して報告を求めることができる。 <p>(4) 清算資格の喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 清算参加者が清算資格を喪失しようとするときは、清算資格の種類ごとに申請を行い、J S C Cの承認を得るものとする。 ② 清算参加者が清算資格の喪失申請を行う場合には、未決済約定をあらかじめすべて解消しなければならない。 ・ 他社清算参加者が他社清算資格の喪失申請を行う場合には、清算受託契約をあらかじめすべて解約しなければならない。 ③ J S C Cは、清算参加者が清算資格を喪失したときは、喪失日以降に当該清算資格の種類に係る清算基金の返戻を行う。 	<p>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cが承認した場合、清算参加者はJ S C Cが指定した期日に清算資格を喪失する。 ・ 清算資格の喪失と同時に合併等を行う場合において、J S C Cが認めるときは未決済約定又は清算受託契約のすべてを解消又は解約しないことができる。 ・ 清算資格を喪失した者は、J S C Cから返戻を受ける金銭又は有価証券をもって、J S C Cに対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

項 目	内 容	備 考
<p>④ 清算資格の喪失の際の業務方法書の適用</p> <p>(5) 清算参加者に対する措置等</p> <p>① 清算参加者に対する措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者が清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について業務方法書の定めが適用されるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、清算参加者が次のいずれかに該当することとなったと認める場合には、J S C C が以下に定める措置を行うことができる。 <p>(改善指示、債務引受けの停止又は清算資格の取消し)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 届出事項について必要な報告をせず又は虚偽の届出若しくは報告をしたとき。 (2) 調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、調査について必要な報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 (3) 業務執行体制に不備があると認められるとき。 (4) 清算参加者が業務方法書等に基づく措置に違反したとき、又は清算参加者が J S C C 若しくは清算参加者の信用を失墜させた場合において J S C C が必要であると認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C が期間を定めずに債務の引受けの停止を行った場合には、対象清算参加者は、その事由を除去したときは、停止の解除を申請することができる。J S C C は、停止の解除が適当であると認めるときはその申請を承認する。

項 目	内 容	備 考
<p>② 過大なポジションを保有している清算参加者に対する措置</p> <p>③ ポジション保有状況の</p>	<p>(債務引受けの全部又は一部の停止その他 J S C Cが必要かつ 適当と認める措置)</p> <p>(1) 役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係の変更請求に応じないとき。</p> <p>(2) 総株主の議決権又は出資に係る議決権の過半数が適当でない と認められる者によって保有されたとき。</p> <p>(3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、 清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が 適当でないとき。</p> <p>(債務引受けの全部又は一部の停止)</p> <p>(1) 別紙 2 に定める清算資格の維持基準のいずれかに該当しないこととなり、 速やかな回復が見込めないとき。</p> <p>・ J S C Cは、清算参加者が過大なポジションを保有している又はそのおそれがあると認められる場合、次に掲げる措置を行うことができる。</p> <p>(1) 取引証拠金等の額の引上げ</p> <p>(2) 代用有価証券（充用有価証券）の銘柄の制限</p> <p>(3) 代用価格の計算における時価に乗すべき率の引下げ</p> <p>・ J S C Cは、清算参加者の過大なポジションを速やかに解</p>	

項目	内容	備考
<p>改善指示</p> <p>④ 担保の預託状況が不 適当と認められる場合 等における清算参加者 への措置</p>	<p>消する必要があると認められる場合、ポジション保有状況 の改善指示の措置を行うことができる。</p> <p>・ 清算参加者が清算預託金及び取引証拠金を代用有価証券に より預託している場合において、次のいずれかに該当した ときは、J S C Cは代用有価証券の銘柄の制限及び代用価 格の計算における時価に乗すべき率の引下げの措置を行う ことができる。</p> <p>(1) 清算預託金及び取引証拠金の預託において、銘柄ご とに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の2 パーセント相当数量を超えている場合</p> <p>(2) 清算預託金及び取引証拠金の預託において、銘柄ご とに合計した預託数量が当該銘柄の上場株式数の5 パーセント相当数量を超えている場合</p> <p>(3) 清算預託金及び取引証拠金（自己及びアフィリエイト 自己分の取引証拠金に限る。）の預託において、担 保所要額の合計額に対して地方債、特殊債、社債及 び、円貨建外債及び倉荷証券以外の代用有価証券の 評価額及び金銭の額の合計額が80パーセントを下 回る場合</p> <p>(4) 清算預託金及び取引証拠金の代用として清算参加者 の発行する有価証券が預託されている場合</p>	<p>← 清算機能統合に伴い新たに追加す る代用有価証券への適用につい ては、別途定める。</p> <p>・ 清算参加者自己分及びアフィリエ イト自己分に係る取引証拠金等 に限る。</p> <p>・ 清算参加者自己分、アフィリエ イト自己分に係る取引証拠金、清算 参加者委託分の差換預託分等 に限る。</p> <p>・ 清算参加者の親会社、子会社又は 親会社の子会社が発行する有価証 券を含む。</p>

項目	内容	備考
⑤ 特定時間帯においてリスクが増大した清算参加者に対する債務の引受けの停止	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、J S C Cが算出する清算参加者のリスク相当額が特定時間帯においてJ S C Cがあらかじめ定める額を超えて増大した場合、当該清算参加者の債務引受けを停止することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特定時間帯は、午後1時からその翌日の午前9時までの間とする。
⑥ 取引参加者等に該当しないこととなった清算参加者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、次のいずれかに該当した場合には、清算資格を喪失する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定商品市場の取引参加者等でなくなる (2) 解散 	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算資格を有する者を除く。
⑦ 異議の申立て等	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cが清算参加者に対して措置を行うときは、清算参加者を審問する。 清算参加者は、措置を不当と認めるときは異議の申立てを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 審問の手続きはJ S C Cが定めるところによるものとする。 異議の申立ては、J S C Cから措置に係る通知を受けた日から10日以内に書面で行うこととする。
⑧ 措置評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、清算参加者に対して措置を行うときは、あらかじめ措置評価委員会に諮問し、その意見を尊重する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行のJ C C Hにおける規律委員会の機能をJ S C Cの措置評価委員会に統合する。
⑨ 措置の通知等	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、清算参加者に対し債務の引受けの停止又は清算資格の取消しを行おうとするときは、対象参加者に対し、あらかじめその旨を通知する。 	

項目	内容	備考
⑩ 清算参加者に対する 勧告	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cは、清算参加者の業務又は財産の状況が適当でないと認めるときは、当該清算参加者に対して適切な措置を講ずることを勧告することができる。 	
3. 有価証券等清算取次ぎ (商品清算取引)		
(1) 有価証券等清算取次ぎ (商品清算取引)の対象取引	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎ(商品清算取引)の対象取引は、項番1に定める清算対象取引とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 非清算参加者によるオプション取引の権利行使及び非清算参加者によるテイクアップにより成立する取引は、有価証券等清算取次ぎ(商品清算取引)によるものとみなす。
(2) 非清算参加者との清算 受託契約の締結	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算参加者は、有価証券等清算取次ぎ(商品清算取引)を行う場合、非清算参加者との間で清算受託契約を締結しなければならない。 	
(3) 清算受託契約の締結・ 解約の届出	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算参加者は、清算受託契約の締結・解約を行う際は、あらかじめ、その内容をJ S C Cに届け出なければならない。 	
(4) 清算対象取引に係る区 分管理	<ul style="list-style-type: none"> 他社清算参加者は、清算対象取引を、有価証券等清算取次ぎによるもの、商品清算取引によるもの及びそれ以外のものに区分して管理しなければならない。 	

項目	内容	備考
(5) 指定清算参加者の変更等の場合の未決済約定の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> 非清算参加者が指定清算参加者を変更した場合、変更した時点における未決済約定を変更後の指定清算参加者へ引き継ぐものとする。 	
4. 債務の引受け	<ul style="list-style-type: none"> J S C Cが証券取引等清算業務及び商品取引債務引受業として行う債務の引受けは、清算対象取引が指定市場開設者の定めるところにより成立したときに行う。 	
5. ギブアップ	<ul style="list-style-type: none"> 指定市場開設者の定めるところによりギブアップが成立し、清算対象取引が消滅及び発生したときは、当該ギブアップの内容に従い、J S C Cによる債務の免責的引受け及び清算参加者による債務の負担が発生する。 	
6. 口座の区分	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、各取引に係る建玉及び担保（以下「建玉等」という。）を、以下に掲げる区分口座により管理する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己の計算によるもの 自己口座 (2) 顧客の委託に基づくもの <ul style="list-style-type: none"> - オムニバス口座 - 個別顧客口座 (Individual Segregated Account (ISA 口座)) (3) アフィリエイトの計算によるもの <ul style="list-style-type: none"> - アフィリエイト自己分のオムニバス口座 - アフィリエイト自己分の個別顧客口座 (ISA 口座) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法の管轄下となる大阪取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座と商品先物取引法の管轄下となる東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座は、別に設定するものとする。 大阪堂島商品取引所上場分の取引に係る建玉等については、当分の間、現行の口座の区分（自己口座

項 目	内 容	備 考
<p>7. 建玉の決済方法等</p> <p>(1) クローズアウト数量申告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アフィリエイトとは、金融商品取引法第5条第1項第2号に定める同一の企業集団に含まれる者とし、清算参加者と同一の企業集団に含まれ、清算参加者の破綻の際に同時に破綻する蓋然性が高い法人とする。 ・ 清算参加者は、自己口座及び設定した委託分の各口座について、同一銘柄の売建玉と買建玉を同時に有している場合には、決済しようとする数量（以下「クローズアウト数量」という。）をJ S C Cに申告することにより建玉を確定する。 	<p>及び委託口座）を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座の設定イメージは別紙3参照 ・ ISA 口座は清算参加者が希望する場合に設定可能。 ・ 他社清算参加者にあつては、非清算参加者毎に同様に区分口座による管理を行う。 ・ アフィリエイト自己分の建玉等については、アフィリエイト自己分のオムニバス口座又は個別顧客口座（ISA 口座）にて、その他の顧客分とは別に管理するものとする。 ・ アフィリエイトの定義は別紙4参照 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、現行の方式（転売・買戻申告）を維持する。 ・ 現行のJ C C Hにおける転売及び買戻しの数量に係る内訳数量の申告は不要とする。 ・ クローズアウト数量は、原則として当日の売・買別の約定数量及び

項 目	内 容	備 考
(2) 自動クローズアウト数量申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ クローズアウト数量申告の時限は、午後7時とする。 ・ 個別顧客口座 (ISA 口座) 及び自己口座を利用する清算参加者は、当該口座について、「自動クローズアウト数量申告口座」の属性を選択的に付することができる。 ・ 「自動クローズアウト数量申告口座」の属性が付された口座において、新規約定、テイクアップ、建玉移管等の成立により売建玉と買建玉を同時に有することとなった場合には、当該両建て数量分のクローズアウト数量申告があったものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉移管により増加した建玉数量を合算した数量以内とする。 ・ クローズアウト数量申告のイメージは別紙5参照 ・ 清算参加者は、自動クローズアウト数量申告口座の利用を検討する場合には、アロケーション、ギブアップ・テイクアップ、建玉移管の結果クローズアウトが成立した場合に、訂正処理を行うことが不可となることに留意のうえ、当該口座の利用可否を判断する。
(3) アロケーション申告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引を管理する口座を変更する場合には、J S C C にアロケーション申告を行うことにより当該取引が帰属する口座を変更することができる。 ・ アロケーション申告の時限は、午後6時とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アロケーション申告のイメージは別紙6参照
8. オプションの権利行使 (1) 権利行使又は権利放棄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引最終日の翌営業日 (権利行使日) の午後5時までに権利行使又は権利放棄を申告するものとする。 ・ 権利行使日において、権利行使価格が、プットオプションにあつてはオプション清算値段 (最終清算価格) 以下であ 	

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 権利行使の割当</p> <p>9. 清算約定の決済</p> <p>(1) 取引日 (計算区域)</p>	<p>る場合、コールオプションにあつてはオプション清算値段以上である場合には、権利行使を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使日において、権利行使価格が、プットオプションにあつてはオプション清算値段を上回る場合、コールオプションにあつてはオプション清算値段を下回る場合には、権利行使が行われない場合であっても権利行使が行われたものとみなす。 ・ J S C C は、清算参加者から権利行使の申告が行われた場合には、銘柄ごとの権利行使に係る数量について、J S C C が定めるところにより割当てを行う。 ・ J S C C は、当該割当てを受けた清算参加者に対して、当該割当てにかかる数量を、顧客の委託に基づくものと自己の計算によるものとに区分して通知する。 <p>引直差金 (約定差金)、更新差金 (帳入差金)、権利行使差金及びオプションの対価の授受を行うための一の計算範囲を取引日 (計算区域) といい、取引日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 大阪取引所及び東京商品取引所 当該取引所の一営業日の前営業日の日中立会終了後に開始される夜間立会に係る売買注文の受付開始時から当該一営業日に開始される夜間立会に係る売買注文の受</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使を行わない旨の申告があった場合には、この限りでない。 ・ オプション清算値段は項番 9.(3) 参照

項 目	内 容	備 考
	付開始前まで (2) 大阪堂島商品取引所 当該取引所の一営業日	
(2) 清算値段 (帳入値段)	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、必要があると認める場合には、取引日を臨時に変更できるものとする。 ・ J S C Cは、取引日ごとに、清算値段 (帳入値段) を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算値段の具体的な決定方法は、原則として、現行の東京商品取引所／大阪堂島商品取引所の方式を踏襲する。
(3) オプション清算値段 (最終清算価格)	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引において、権利行使による決済を行うため、指定市場開設者が算出する。 	
(4) 引直差金 (約定差金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引直差金とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、一の取引日の清算値段とその取引日における約定値段との差額に相当する金銭をいう。 	
(5) 更新差金 (帳入差金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更新差金とは、現物先物取引及び現金決済先物取引において、一の取引日の清算値段とその直前の取引日の清算値段との差額に相当する金銭をいう。 	
(6) 権利行使差金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使差金とは、オプション取引において、オプション清算値段と権利行使価格との差額に指定市場開設者が定める権利行使単位の倍率を乗じて得た金額をいう。 	

項 目	内 容	備 考
<p>(7) オプションの対価</p> <p>10. 差金・代金等の授受の方法</p> <p>(1) 授受のネットティング及び授受単位</p> <p>(2) 差金・代金の授受時限</p> <p>① 支払時限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプションの対価とは、オプション取引において、当事者の一方の意思表示によりオプションを相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して支払う対価をいう。 ・ J S C C と清算参加者の間における引直差金、更新差金、権利行使差金及びオプション取引に係る取引代金（以下「差金・代金等」という。）の授受は、清算参加者が設定する口座を以下の2つのグループに分け、グループごとに行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自己口座及びアフィリエイト自己分の口座（6.に記載するアフィリエイト自己分の口座） (2) 委託分の各口座（アフィリエイト自己分の口座を除く。） ・ 差金・代金等について、清算参加者が金銭を支払う時限は、差金・代金等が発生した取引日の翌営業日の午前11時とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、大阪取引所の現行の金融商品に係る市場デリバティブ取引の差金等を含めてペイメント・ネットティングした後の金額を授受する。 ・ ネットティングのイメージは別紙7参照 ・ 現行のJ C C Hでは、自己分及び委託分の差金・代金等をすべてネットティングして授受している。 ・ J C C Hの現行の時限は、翌営業日の正午

項目	内容	備考
② 受領時限	<ul style="list-style-type: none"> 差金・代金等について、清算参加者が金銭を受領する時限は、差金・代金等が発生した取引日の翌営業日の午後1時以降とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行、J C C Hでは、翌営業日の午前中（正午まで）の処理を銀行に指図
(3) 口座振替	<ul style="list-style-type: none"> 資金決済は、J S C Cが指定する決済銀行（日本銀行及び資金決済銀行）における口座振替により行う。 資金決済銀行は次のとおり（2019年7月現在）。 <ul style="list-style-type: none"> みずほ銀行 兜町証券営業部 三菱UFJ銀行 日本橋中央支店 三井住友銀行 東京中央支店 りそな銀行 日本橋支店 七十七銀行 日本橋支店 シティバンク、エヌエイ 東京支店 	<ul style="list-style-type: none"> J C C Hの現在の指定決済銀行のうち、以下の利用の是非については、別途検討する。 みずほ銀行小舟町支店 三井住友銀行大阪西支店 りそな銀行船場支店
(4) 差金・代金等の授受の取引証拠金口座の利用	<ul style="list-style-type: none"> 差金・代金等の資金決済について、取引証拠金として現金を預託する際に利用する口座（以下「取引証拠金口座」という。）を利用した決済方法を選択可能とする。 取引証拠金口座を利用した決済方法とは、取引証拠金の現金を加減することにより決済する方法（すなわち、清算参加者が差金・代金等を支払う場合は、取引証拠金口座の円現金残高の余剰分から当該差金・代金等を控除することで支払い、清算参加者が差金・代金等を受領する場合は、当該受領金額を取引証拠金現金の追加預託分として取り扱う方法）をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該決済方法を選択する場合には対象口座情報をあらかじめJ S C Cへ届け出るものとする。 当該決済方法を選択した場合には、資金（現金）の支払いの結果、取引証拠金の不足が生ずるケースの発生を認めない（参加者は支払時限までの間に現金残高からの控除による現金の支払後においても取引証拠金所要額を上回る

項目	内容	備考
<p>1 1. 最終決済</p> <p>(1) 受渡しによる決済</p> <p>① 受渡しによる決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現物先物取引における受渡しに係る決済については、受方清算参加者と渡方清算参加者との間で受渡しが行われたことをもって、J S C C と清算参加者との間においてその決済が行われたものとする。 	<p>十分な取引証拠金の預託を行う。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該決済方法を選択する個別顧客口座（ISA 口座）の利用顧客については、当該個別顧客口座単位での差金・代金等の授受が可能。 差金・代金等の授受方法のイメージは別紙 8 参照 現行の東京商品取引所／J C C H における実務に準じて行う。 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、現行どおり同取引所で受渡決済事務を管理する。 現物先物取引における受渡代金の授受は、J S C C が指定する銀行 <u>（みずほ銀行 兜町証券営業部 及びりそな銀行 日本橋支店）</u> における口座振替で実施する。指定する銀行については、別途検討する。 大阪取引所のゴム市場、貴金属市場若しくは農産物市場又は東京商

項 目	内 容	備 考
<p>② 受渡しを履行しない場合</p> <p>(2) 限月現金決済先物取引における最終決済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定市場開設者が定めるところにより受渡当事者間で合意した受渡条件による受渡しを行うことについて、指定市場開設者の承認によって当該受渡しが行われたものとみなされたときは、当該承認がなされた時点で当該受渡しに係る清算約定についての受渡しが行われたものとみなす。 ・ 受渡期日までに受渡しの当事者となった清算参加者が受渡しを履行しない場合には、当該清算参加者によるJ S C Cへの金銭の納入、並びにその受渡しの相手方への当該金銭の交付をもって決済する。 ・ 取引最終日における当月限の全ての未決済約定について、指定市場開設者が定める最終決済価格をもって決済する。 ・ 当月限の売建玉を有する取引参加者と当月限の買建玉を有する取引参加者が合意した場合であって、かつ、これらの者からの申出を受け、指定市場開設者が適当と認めた場合には、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しにより売買約定を結了させることができるものとする（限月現金決済先物取引における希望受渡し）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品取引所の石油市場のいずれかに係る清算資格を保有する者は、当該指定する銀行に口座を開設するものとする。 ・ 現金決済先物取引における希望受渡しの場合も同様とする。 ・ 最終決済日は、当月限取引最終日の翌営業日となる。 ・ 最終決済価格は、指定市場開設者がJ S C Cに通知する。

項目	内容	備考
(3) 限日現金決済先物取引における決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限日現金決済先物取引の未決済約定については、転売又は買戻しにより決済する。 ・ 売建玉を有する取引参加者と買建玉を有する取引参加者が合意した場合であって、かつ、これらの者からの申出を受け、指定市場開設者が適当と認めた場合には、指定市場開設者が定めるところにより、受渡しにより売買約定を結了させることができるものとする（限日現金決済先物取引における希望受渡し）。 	
(4) オプション取引における最終決済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利行使日に、権利行使を行った場合には8. により決済する。 	
1 2. 建玉の移管		
(1) 他の清算参加者への建玉の移管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、J S C Cの承認を受けて、他の清算参加者に未決済約定を引き継ぐ（建玉の移管）ことができる。 	
(2) 建玉の移管の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉の移管の申告及び承認は、午前8時から午後2時までの間に行う。 ・ 建玉移管は、移管先参加者が承認を行った時点で成立する。 ・ 建玉の移管は、移管成立日の直前の取引日における清算値段により行われるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉移管を行おうとする清算参加者は、あらかじめ必要な当該市場開設者の承認を得るものとする。
1 3. 取引証拠金		
(1) 証拠金所要額		

項目	内容	備考
<p>①取引参加者の自己分の取引証拠金所要額</p> <p>②顧客の証拠金所要額</p> <p>③SPANパラメーター</p> <p>(2) 清算参加者の取引証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引参加者の自己分の取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 自己分の取引証拠金所要額 = 自己分のSPAN証拠金額 - 自己分のネット・オプション価値の総額 ・ 各顧客の証拠金所要額は、以下のとおりとする。 顧客分の証拠金所要額 = 顧客のSPAN証拠金額 - 顧客のネット・オプション価値の総額 ・ SPANにより証拠金を計算するために必要な変数等はJSCCが定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SPAN証拠金額の計算は、自己分の取引証拠金所要額と同様に計算する。 ・ SPANパラメーターの見直し頻度、観測期間などは、原則として、JSCCの方法を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 見直し頻度：毎週 - 観測期間：4週又は54週 ・ 納会月割増額については、コモディティ特有の受渡対象限月の価格変動リスクをカバーするため、現行のJCCH方式を踏襲する。 ・ 商品間スプレッドの割引を行う商品グループは、現行のJCCHの組合せを踏襲する。

項 目	内 容	備 考
拋金 ①自己分の取引証拠金の預託 ②委託分の取引証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、自己分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金をJ S C Cに預託するものとする。 清算参加者は、顧客が差し入れた取引証拠金の全部を、当該顧客の代理人として、J S C Cに預託するものとする。 清算参加者は顧客が取引証拠金を差し入れた日から起算して4営業日までの間においては、取引証拠金として、顧客が差し入れた額以上の自己の金銭をJ S C Cに預託することができる。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引証拠金は、有価証券及び倉荷証券（以下「有価証券等」という。）をもって代用預託することができる。 代用有価証券等の種類等については、(3) ⑧参照。 清算参加者の顧客が取次者である場合には、その申込者の代理人として、J S C Cに預託するものとする。 清算参加者が東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所における取引に関して預託する取引証拠金並びに金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第4条第1項に規定する特定会員（以下、「特定会員」という。）である清算参加者が大阪取引所における取引（商品市場に係るものに限る。）に関して預託する取引証拠金については、顧客が差し入れた額以上の金銭をJ S C Cに

項目	内容	備考
③委託証拠金の差換預託	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、顧客が委託証拠金を預託した場合においては、取引証拠金として、当該委託証拠金の額以上の自己の金銭をJ S C Cに預託するものとする。 	<p>預託することができる。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。代用有価証券等の種類等については、(3) ⑧参照。 清算参加者が東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所における取引に関して預託する取引証拠金並びに特定会員である清算参加者が大阪取引所における取引（商品市場に係るものに限る）に関して預託する取引証拠金については、当該委託証拠金の額以上の金銭をJ S C Cに預託するものとする。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。
④顧客の預託額が証拠金所要額に不足する場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、各顧客が差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金の額が当該顧客の証拠金所要額に不足するときは、取引証拠金として、当該不足額以上の自己の金銭をJ S C Cに預託するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。代用有価証券等の種類等については、(3) ⑧参照。

項目	内容	備考
<p>(3) 取引証拠金の預託実務</p> <p>① 区分口座ごとの顧客のポジション申告</p>	<p>清算参加者は、取引日ごとに、各オムニバス口座のそれぞれの顧客について、銘柄ごとの売建玉及び買建玉に係る情報を、当日午後7時までに、J S C Cに申告するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各顧客が東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所における取引に関して差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金並びに特定会員である清算参加者の各顧客が大阪取引所における取引（商品市場に係るものに限る）に関して差し入れた取引証拠金又は預託した委託証拠金が不足するときは、清算参加者は、取引証拠金として、当該不足額以上の金銭をJ S C Cに預託するものとする。当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 清算参加者は、顧客が取次者である場合は、それぞれの申込者についての情報をJ S C Cに申告するものとする。 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、<u>当日、午後5時まで</u>に同取引所を通じて申告するもの

項 目	内 容	備 考
<p>②顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項の報告義務</p> <p>③区分口座の取引証拠金所要額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、顧客の委託に基づく建玉の数量その他顧客の委託に基づく先物・オプション取引に関する事項で J S C C が必要と認める事項について J S C C から報告を求められたときは、書面をもって直ちに報告しなければならない。 ・ J S C C は、区分口座の取引証拠金所要額について、以下のとおり算出する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自己口座 自己分の取引証拠金所要額 ▶ オムニバス口座、アフィリエイト自己分のオムニバス口座 当該区分口座における各顧客の証拠金所要額の合計額 ▶ 個別顧客口座（ISA 口座）、アフィリエイト自己分の個別顧客口座（ISA 口座） 当該区分口座における顧客の証拠金所要額 	<p>とする。当分の間、申告を不要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジション申告のイメージは別紙 5 参照 ・ 金融商品取引法の管轄下となる大阪取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座と商品先物取引法の管轄下となる東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品に係る取引の建玉等を管理する区分口座は、別に取引証拠金所要額を算出するものとする。 ・ オムニバス口座、アフィリエイト自己分のオムニバス口座、個別顧客口座（ISA 口座）、アフィリエイト自己分の個別顧客口座（ISA 口座）について、各顧客をさらに細

項目	内容	備考
<p>④取引証拠金所要額の通知</p> <p>⑤取引証拠金の預託時限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、取引日ごとに、建玉確定処理の後に、自己分の取引証拠金所要額及び区分口座毎の取引証拠金所要額を清算参加者に対し、通知する。 ・ 清算参加者は、取引証拠金の預託額に不足が生じた場合に 	<p>分化した単位でポジションを申告した場合は、それらの証拠金所要額の合計額を当該口座の取引証拠金所要額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者が委託分のポジション申告を行わなかった場合等のオムニバス口座の取引証拠金所要額は J S C C が定めるところによる。 ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引に係る取引証拠金については、当分の間、自己分と委託分に区分して算出する、委託分の所要額は、現行どおり清算参加者が算出し、当日午後6時までに J S C C に申告する。 ・ J S C C は、午後7時30分頃に取引証拠金所要額を通知する。 ・ 適用予定の所要額については、ポジション申告後に清算システム端末を介して随時把握可能となる 予定。 ・ 清算参加者は、顧客が取引証拠金

項目	内容	備考
⑥通貨の種類	<p>は、不足が生じた日の翌営業日の午前11時までに預託を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として、円及び米ドルを預託することができるものとする。 	<p>等又はオプション取引の取引代金等を差し入れた場合は、その額以上の額について、当日にJSCCに預託することができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSCCは、米ドルの掛目の充分性について四半期に一度検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・ 委託証拠金、取次証拠金として預託可能な通貨も同様とする。
⑦金銭の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として金銭をJSCCに預託する場合には、以下のいずれかの口座への振込みにより預託を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ JSCCの指定する銀行のうちから清算参加者が選定した銀行（預託金選定銀行）に設けられたJSCC名義の口座 ➤ 日本銀行に設けられたJSCC名義の口座 ・ JSCCの指定する銀行は以下のとおり （2019年7月現在）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行 兜町証券営業部 ➤ 三菱UFJ銀行 日本橋中央支店 ➤ 三井住友銀行 東京中央支店 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の指定商品市場に係る取引証拠金の預託は、預託金選定銀行に設けられたJSCC名義の口座への振込みにより行うものとする。 ・ JCCHの現在の指定決済銀行のうち、以下の利用の是非については別途検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ みずほ銀行小舟町支店 ➤ 三井住友銀行大阪西支店

項目	内容	備考
<p>⑧代用有価証券（充用有価証券）等の種類等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ りそな銀行 日本橋支店 ➤ 七十七銀行 日本橋支店 ➤ シティバンク、エヌエイ 東京支店 ・ J S C Cは、取引証拠金として預託されている金銭を清算参加者に返戻する場合には、J S C C名義の口座から当該清算参加者の指定する口座への振込みにより行うものとする。 ・ 清算参加者は、取引証拠金として、次の代用有価証券等を預託することができるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 国債証券 ➤ 政府保証債券等 ➤ 外国国債証券 ➤ 地方債証券 ➤ 特殊債券及び社債券 ➤ 円貨建外国債券 ➤ 公社債投資信託の受益証券 ➤ 転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券 ➤ 株券等 ➤ 投資信託の受益証券及び投資証券 ➤ 倉荷証券（J S C Cの受渡決済の目的物とすることができる物品の保管を証する倉荷証券に限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ りそな銀行船場支店 ・ <u>東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の指定商品市場に係る取引証拠金の代用有価証券等の種類については、商品先物取引法上、取引証拠金として預託可能なものに限る。</u> ・ 代用価格の算定に使用する時価及び掛目等についても、<u>J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いと同様とする予定方向で、別途検討する。</u> ・ 東京商品取引所及び大阪堂島商品取引所の上場商品については、L G契約の届出による取引証拠金の預託猶予を可能とする。ただし、清算参加者自己分及びアフィリエ

項 目	内 容	備 考
<p>⑨国債証券の預託・返戻の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代用有価証券等の代用価格は、預託日の前々営業日における時価に J S C C の定める掛目を乗じた額とする。ただし、J S C C は相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。 ・ 清算参加者は、取引証拠金として国債証券を J S C C に預託する場合には、日本銀行に設けられた J S C C 名義の口座への振替により行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている国債証券を清算参加者に返戻する場合には、日本銀行に設けられた当 	<p>イト自己分の取引証拠金については対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴金属以外の物品に係る倉荷証券については、清算参加者の自己分及びアフィリエイト自己分の取引証拠金については対象外とする。 ・ 日銀出資証券については、統合後は対象外とする。 ・ J S C C は、担保掛目の十分性について四半期に一度検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・ 具体的な代用有価証券等の種類、代用価格の算定に使用する時価及び掛目等については、日々、J S C C より配信する。別紙 9 参照。 ・ 委託証拠金、取次証拠金として預託可能な代用有価証券等も同様とする。 ・ 清算参加者は、自社以外の者の日銀口座から振替を行うことも可能とする。

項目	内容	備考
⑩株券等の保振取扱有価証券の預託・返戻の方法	<p>該清算参加者の指定する口座への振替により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、取引証拠金として株券等を J S C C に預託する場合には、証券保管振替機構（保振）に設けられた J S C C 名義の口座への振替により行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている株券等を清算参加者に返戻する場合には、保振に設けられた当該清算参加者の指定する口座への振替により行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、自社以外の者の保振口座から振替を行うことも可能とする。
⑪倉荷証券の預託・返戻の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、倉荷証券を J S C C に預託する場合には、本券の持込みにより行うものとする。 ・ J S C C は、取引証拠金として預託されている倉荷証券を清算参加者に返戻する場合には、本券の引渡しにより行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な実務については、既存の J C C H の実務を踏襲する 予定。
⑫取引証拠金の区分及び管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、以下のとおり区分して取引証拠金の預託を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 清算参加者自己 ➤ 清算参加者自己（委託口座利用分） ➤ 清算参加者委託（直接預託分） ➤ 清算参加者委託（取次者差換預託分） ➤ 清算参加者委託（差換預託分） ➤ 非清算参加者自己（直接預託） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金の預託区分のイメージについては別紙 1 0 参照。

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 日中取引証拠金</p> <p>① 日中取引証拠金の預託</p> <p>② 日中取引証拠金所要額</p> <p>③ 日中清算値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 非清算参加者自己（差換預託） ➤ 非清算参加者委託（直接預託） ➤ 非清算参加者委託（取次者差換預託） ➤ 非清算参加者委託（差換預託） ・ J S C Cは、J S C Cに預託される取引証拠金について、上記の区分により管理を行うものとする。 ・ 清算参加者は、自己分の取引証拠金の預託額が、J S C Cが毎営業日午前11時時点における建玉について計算する日中取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、当日午後2時までにJ S C Cに預託するものとする。 ・ ただし、日中取引証拠金所要額から自己分の取引証拠金所要額を控除した額が1,000万円以下となる場合は、追加預託の義務を負わないものとする。 ・ 日中取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 日中取引証拠金所要額 ＝ 取引証拠金相当額（自己分）＋ 差金代金相当額（自己分）＋ 担保超過リスク額（委託口座毎）の合計額 ・ J S C Cは、日中取引証拠金を預託させることとした場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 ・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 ・ 日中取引証拠金所要額の計算方法のイメージは別紙11参照。 ・ 日中清算値段は、午前11時時点

項目	内容	備考
<p>(5) 緊急取引証拠金</p> <p>① 緊急取引証拠金の預託</p> <p>② 緊急取引証拠金所要額</p> <p>③ 緊急清算値段</p>	<p>は、日中清算値段を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、午後1時時点において、<u>国債証券先物取引、指数先物取引、貴金属先物取引又は石油先物取引</u> コモディティの相場が基準を超えて変動した場合その他JSCCが必要と認めたときにおいて、自己分の取引証拠金の預託額が、JSCCが午後1時時点における建玉について計算する緊急取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、当日午後4時までにJSCCに預託するものとする。 ・ ただし、緊急取引証拠金所要額から自己分の取引証拠金所要額を控除した額が1,000万円以下となる場合は、追加預託の義務を負わないものとする。 ・ 緊急取引証拠金所要額は、以下のとおりとする。 緊急取引証拠金所要額 = 取引証拠金相当額（自己分） + 差金代金相当額（自己分） + 担保超過リスク額（委託口座毎）の合計額 ・ JSCCは、緊急取引証拠金を預託させることとした場合は、緊急清算値段を定める。 	<p>の価格等に基づき、清算値段と同様の方法で計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な発動基準は別途定める。 ・ <u>「先物・オプション取引における緊急取引証拠金制度の見直しについて」（2020年1月30日公表）参照。</u> ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 ・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 ・ 緊急取引証拠金所要額の計算方法は、日中取引証拠金の計算方法と同様。別紙11参照。 ・ 緊急清算値段は、午後1時時点の価格等に基づき、清算値段と同様

項 目	内 容	備 考
<p>(6) 特定先緊急取引証拠金</p> <p>① 特定先緊急取引証拠金の預託</p> <p>② 特定先緊急清算値段</p> <p>(7) 証拠金所要額の引上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、通常市場環境下のリスク相当額と取引証拠金として預託される見込みの額に応じて、清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 ・ 清算参加者は、自己分の取引証拠金の預託額が、特定先緊急取引証拠金所要額に不足するときは、自己分の取引証拠金として、当該不足額以上の額を、原則として、J S C Cから通知を受けた3時間後までにJ S C Cに預託するものとする。 ・ J S C Cは、特定先緊急取引証拠金を預託させることとした場合は、特定先緊急清算値段を定める。 	<p>の方法で計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。 ・ コモディティの清算における引上げ要否の判定方法等については、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いと同様とするを参考に、別途定める。J S C Cの既存の上場デリバティブにおける引上げ要否の判定方法等は別紙12参照。 ・ 当該取引証拠金は、有価証券等をもって代用預託することができる。 ・ 特定先緊急清算値段は、通知時点の価格等に基づき、清算値段と同様の方法で計算する。

項目	内容	備考
<p>げ</p> <p>① リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ</p> <p>② 担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げ（アドオンマージン）</p>	<p>・ J S C Cは、商品ごとに、流動性及び建玉の集中度合いに応じたリスク量を、自己分及び顧客分（オムニバス口座にあってはポジション申告の際の申告単位で、個別顧客口座（ISA 口座）にあっては口座単位で）についてそれぞれ算出し、当該リスク量に応じた取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。</p> <p>・ J S C Cは、ストレス時のリスク相当額が取引証拠金等の預託額相当額を超える額に応じて、清算参加者の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。</p>	<p>・ 具体的な算出方法は、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いと<u>同様とするを参考に、別途定める</u>。J S C Cの既存の上場デリバティブにおける算出方法のイメージは別紙13参照。</p> <p>・ 大阪堂島商品取引所上場分の取引については、当分の間、対象外とする。</p> <p>・ 日々の担保超過リスク額（ストレスリスク額から取引証拠金預託額を控除した額）が、全参加者の清算基金等を超過した清算参加者に対して、自己分の取引証拠金（アドオンマージン）として追加拠出を翌日までに求める。</p> <p>・ 具体的な算出方法は、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いを参考に、別途定める。J S C Cの既存の上場デリバティブにおける算出方法のイメージは別紙14参照。</p>
<p><u>担保超過リスク相当額に応じた取引証拠金所要額の引上げを行うことができる制度については、清算基金所要額の計算を日次化することに伴い、廃止する。（「上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の見直しについて」1月30日公表参照）</u></p>		

項目	内容	備考
<p>(8) 取引受渡証拠金</p> <p>1.4. 受渡代金等の預託</p> <p>(1) 委託分の受渡代金等の預託</p> <p>1.5. 清算基金</p> <p>(1) 清算基金の預託</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C Cは、受渡決済の履行の確保を目的として、指定商品市場において受渡により決済を行う場合は、受渡に係る価格変動リスクに応じて、清算参加者の自己分及び顧客の証拠金所要額に対する引上げを行うことができる。 受渡1単位あたりの取引受渡証拠金の所要額 = 受渡値段 × 受渡単位の倍率 × 比率 ・ 清算参加者は、委託者がコモディティの受渡代金等を差し入れた場合は、当該受渡代金等を、当該委託者の代理人として、J S C Cに預託できるものとする。 ・ 清算参加者は、J S C Cに対する債務の履行を確保すること及び他の清算参加者の破綻等をJ S C Cが認定した場合にJ S C Cに生じた損失の補填に充てることを目的とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J C C Hの既存の商品先物における取引受渡証拠金の制度を維持する。ただし、取引受渡証拠金の額を算出する際に用いる比率（J C C Hでは商品ごとに10%又は5%で固定）は、統合後は過去の現物価格変動率等に基づき定期的に見直す。 ・ 「受渡代金等」とは、受渡しの決済のための金銭又は倉荷証券等をいう。 ・ 清算参加者の顧客が取次者である場合には、その申込者の代理人として、J S C Cに預託するものとする。 ・ 受渡代金等の預託方法は、取引証拠金の預託方法と同様とする。 ・ J C C Hの現在の一般清算預託金及び特別清算預託金の制度は、清算基金制度の導入に合わせて廃止

項目	内容	備考
(2) 清算基金所要額	<p>て、清算基金所要額以上の額の清算基金をJ S C Cに預託するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 清算参加者がJ S C Cに預託すべき清算基金の所要額は、その有する清算資格の種類ごとの所要額の合計額とする。 清算基金所要額は、清算資格ごとに、以下のとおりとする。 <u>ただし、最低所要額を1, 0 0 0万円とする。</u> <p>清算基金所要額 = 期間平均基準PML額 × 個社按分基礎I M額 ÷ 按分基礎I M総額</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>貴金属先物等清算資格及びエネルギー先物等清算資格以外の商品市場に係る清算資格については、当分の間、最低所要額をゼロとする。</u> <u>具体的な算出方法は、J S C Cの既存の上場デリバティブにおける取扱いと同様とするを参考に、別途定める。</u>J S C Cの既存の上場デリバティブにおける算出方法は別紙15参照。 清算基金所要額の計算にあつては、当分の間、激変緩和のための経過措置を講じる。
(3) 現金所要額	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は、清算基金所要額のうちJ S C Cの定める額（現金所要額）について、円貨で預託するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> コモディティの清算基金における現金所要額の計算方法は、<u>別途定める。</u>既存の上場デリバティブと<u>同様ににおいては、</u>清算資格の種類ごとの清算基金所要額からそれぞれ10億円を控除した額を2で除して得た額の合計額（円位未満

項目	内容	備考
<p>(4) 所要額の通知</p> <p>(5) 預託時限</p>	<p>・ <u>清算基金所要額は毎営業日算出し、適用する。</u></p> <p>・ J S C Cは、清算基金所要額を、毎週最終営業日から起算して7営業日前の日を基準日として算出し、基準日から5営業日後に各清算参加者に通知し、通知日の翌営業日から適用する。</p> <p>・ 清算参加者は、清算基金の預託額に不足が生じた場合には、</p>	<p>切上げ) としている<u>する</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金所要額を超える額は、外貨、有価証券をもって代用預託することができる。 ・ 外貨、代用有価証券の種類、預託・返戻方法等は、取引証拠金と同様とする。ただし、倉荷証券の利用は認めないものとする。 ・ J S C Cは、清算参加者の決済不履行時において、資金流動性が不足する場合は、他の清算参加者からJ S C Cが預託を受けた清算基金現金を資金決済に一時使用することができる。 <p>・ <u>清算基金所要額は毎営業日の午後7時30分までに、担保管理システムを介して通知する。</u></p> <p>・ <u>「上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理制度の見直しについて」(2020年1月30日公表)における見直しを反映。</u></p>

項目	内容	備考
<p>16. 清算参加者の決済不履行時の措置等</p> <p>(1) 決済不履行の場合における措置</p> <p>(2) 決済不履行による損失の補填</p>	<p>不足が生じた日の翌営業日の午後2時までに預託を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、清算参加者が清算約定の決済を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるときは、不履行清算参加者を当事者とする債務の引受けの停止等の措置を行うとともに、他の清算参加者への未決済約定の引継ぎその他必要な整理を行い、損失を確定させるものとする。 ・ J S C C は、清算参加者の決済不履行により生じた損失について、指定商品市場ごとに、以下の順位により補填するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 不履行清算参加者の自己分の取引証拠金、清算基金等 ② 指定市場開設者等による損失補償 ③ J S C C の決済不履行積立金 ④ 不履行清算参加者以外の清算参加者の清算基金 ⑤ <u>不履行清算参加者以外の清算参加者の事後負担第一特別清算料（上限付き特別清算料）による補填</u> ⑥ <u>第二特別清算料（処分期間における生存参加者の差金代金相当額の累計勝ち分を限度とする上限付き特別清算料）による補填</u> 	<p>既存の J S C C の清算資格とは損失補償のウォーター・フォールを区分する。</p> <p>・ <u>「上場デリバティブ清算業務における損失補償制度及びリスク管理体制の見直しについて」（2020年1月30日公表）における見直しを反映。左記の損失補償財源によっても損失を補填できない場合における建玉の期限前終了（パーシャル・ティアアップ）の導入などの見直しについては、同公表資料を参照。</u></p>

項目	内容	備考
<p>17. その他</p> <p>(1) 決済時限の臨時変更</p> <p>(2) システム障害時等における決済日の繰延べ</p> <p>(3) 天災地変等の場合における非常措置</p> <p>(4) 他の清算業務における余剰担保の利用</p> <p>(5) 指定市場開設者による手数料の納入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ J S C C は、必要があると認めるときは、清算約定に係る決済時限を臨時に変更することができる。 ・ J S C C は、システム障害時等において、清算約定に係る決済を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、決済日をその翌日以降に繰り延べることができる。 ・ J S C C は、天災地変等のやむを得ない理由により、清算約定の決済が不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、その取引について、決済の条件を改めて定めることができる。 ・ J S C C は、不履行清算参加者から預託を受けた商品先物の清算業務に係る余剰担保を、不履行清算参加者の J S C C に対する他の清算業務に係る債務の弁済に充当することができるものとする。 ・ 指定市場開設者は、以下の手数料を J S C C に納入しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 銘柄管理手数料 各清算対象の取引原資産の種類ごとに J S C C の定め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この場合、J S C C は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。 ・ この場合、J S C C は、あらかじめその旨を清算参加者に通知する。 ・ 「余剰担保」とは、不履行清算参加者から商品先物の清算業務に関し預託を受けた担保のうち、不履行清算参加者の債務の弁済に充当した残額をいう。 ・ 銘柄管理料の具体的な料率は、別

項目	内容	備考
<p>(6) 債権譲渡の禁止等</p> <p>18. 経過措置</p> <p>(1) 現行のJCCH清算参加者に係る清算資格の取扱い</p> <p>(2) 現行のJSCC清算参加者に係る清算資格取得の取扱い</p>	<p>る額</p> <p>➤ 新規商品取扱手数料 指定市場開設者からの要請による清算対象取引の追加 その他の制度変更等のためにJSCCが負担する一時 費用相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算参加者は、業務方法書に別に定める場合を除き、業務方法書に規定する一切の債権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。 ・ 現行のJCCH清算参加者に対しては、清算機能統合時点において保有するJCCH清算資格に相当するJSCC清算資格を付与する。 ・ 清算資格の維持基準に適合していない清算参加者については、統合後一定期間を猶予期間とする。 ・ 清算機能統合時における清算資格取得手数料は不要とする。 ・ 現行のJSCC指数先物等又は国債先物等清算参加者が清算機能統合時点において新たにコモディティの清算資格の取得を希望する場合、清算資格の取得審査を行い、清算資格を付与する。 ・ 清算機能統合時における清算資格取得手数料は不要とす 	<p>途指定市場開設者と調整し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該期間中に維持基準への適合、自社清算資格への変更（他社清算参加者の場合）等の対応が必要となる。 ・ 資格取得の審査は、コモディティに固有の業務執行体制及び清算資格の取得基準における財務基盤基準への適合状況を確認する。

項 目	内 容	備 考
(3) その他 19. 実施時期 (予定)	る。 ・ その他、清算機能の統合に伴う所要の措置を設ける。 ・ 2020年7月から実施する。	

以 上